3　前項の中途採用拡大コース奨励金の支給を受け、かつ、生産性要件に該当する場合にあつては、次の各号に掲げる事業主の区分に応じて、当該各号に定める額を支給するものとする。

一　前項第二号イの支給を受けた事業主　二十五万円

二　前項第二号ロの支給を受けた事業主　三十万円

4　生涯現役起業支援コース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　次のいずれかに該当する事業主であること。

(1)　次のいずれにも該当する者が代表者である法人を、新たな事業を開始するために設立した事業主であること。

(i)　当該設立の日における年齢が四十歳以上の者であること。

(ii)　当該法人の業務に専ら従事する者であること。

(2)　個人事業主のうち、新たな事業を開始した日における年齢が四十歳以上の者であつて、当該事業に専ら従事するものであること。

ロ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　法人の設立又は事業の開始（法人による場合を除く。）の日から十二箇月以内に、雇用創出のための募集及び採用並びに教育訓練に関する計画（以下この項において「雇用創出計画」という。）を都道府県労働局長に対して提出し、その認定を受けた事業主であること。

(2)　雇用創出計画の期間（(3)において「計画期間」という。）内に、次の(i)から(iii)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める数以上の者を新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

(i)　六十歳以上の者　一人

(ii)　四十歳以上六十歳未満の者　二人

(iii)　四十歳未満の者　三人（四十歳以上六十歳未満の者を一人新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる場合にあつては、二人）

(3)　計画期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する生涯現役起業支援コース奨励金の受給についての申請書の提出日までの間（(4)において「基準期間」という。）において、(2)の雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

(4)　(2)の雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

(5)　(2)の雇入れに係る事業所の労働者の離職状況及び当該雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じて、それぞれイ又はロに定める額

イ　第一号イ(1)の法人の代表者又は同号イ(2)の個人事業主が六十歳以上の場合　雇用創出計画に基づく募集及び採用並びに教育訓練に要した経費（人件費を除く。ロにおいて「助成対象経費」という。）の三分の二に相当する額（その額が二百万円を超えるときは、二百万円）